

盛岡市コインオペレーションクリーニング営業指導要綱

平成20年3月31日市長決裁

(目的)

第1 この要綱は、コインオペレーションクリーニング営業について、営業施設の構造設備、管理及びその適正な利用方法の周知に関する基準並びにその指導に関し必要な事項を定めることにより、コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生水準の維持向上を図るとともに、利用者の利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱で「コインオペレーションクリーニング営業」とは、洗濯機、乾燥機等の洗濯に必要な設備（病院、寄宿舎等の施設内に設置されているものを除く。）を設け、これを公衆に利用させる営業をいう。

2 この要綱で「営業者」とは、コインオペレーションクリーニング営業を営む者をいう。

3 この要綱で「営業施設」とは、営業者がコインオペレーションクリーニング営業を営むために設ける施設をいう。

(届出等)

第3 保健所長は、コインオペレーションクリーニング営業を行おうとする者に対し、適切な衛生指導の実施を図るために営業届を提出させるものとする。

2 保健所長は、前項の規定による届出に係る営業施設について、当該施設の構造設備が第4に規定する構造設備の基準に適合すると認めたときは、盛岡市コインオペレーションクリーニング構造基準適合の証を交付するものとする。

3 保健所長は、営業者に対し第1項の規定による届出事項に変更を生じたとき、又は当該営業を廃止したときは、速やかに、変更届又は廃止届を提出させるものとする。

4 前項の規定による変更届に係る営業施設については、第2項の規定を準用する。

(構造設備等)

第4 営業施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 隔壁等により外部と区分され、かつ、外部から容易に見通せること。

(2) 他の用途に供する施設と区隔されていること。

(3) 施設は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数並びにこれらに応じた利用者数及び付帯設備を勘案して、利用者の作業等に支障のない広さを有していること。

この場合、施設の床面積 (Q) は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数 (n) に応じ、次式により算出した面積 (m²) 以上であることが望ましいこと。ただし、洗濯機及び乾燥機が上下1組にな

っているものは、1台とみなす。

$$Q \text{ (m}^2\text{)} = 5.5 + 1.2n$$

- (4) 乾燥機、給湯設備等による燃焼ガス等を戸外に排出できる構造であること。
- (5) 採光、照明及び換気が十分行える構造であること。
- (6) 床面及び腰張りは、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で造られていること。
- (7) 床面は、排水のための適当なこう配及び排水口を有し、清掃が容易に行えること。
- (8) 流水式手洗設備が設けられていること。
- (9) 水洗いにより洗濯する機械（以下「ランドリー用洗濯機」という。）を設置する場合は、60℃以上の温湯が得られる給湯設備を備えることが望ましいこと。
- (10) 有機溶剤を用いて洗濯する機械（以下「ドライクリーニング用洗濯機」という。）を設置する施設は、次によること。
 - ア ドライクリーニング用洗濯機は、密閉式のものであること。
 - イ 当該機械に気化溶剤の冷却回収装置が付属されている場合を除き、有機溶剤回収装置を付設すること。
 - ウ 施設内の適正な位置に、全体換気設備又は局所排気設備を備えること。この場合、周辺に及ぼす影響についても十分配慮すること。
 - エ テトラクロロエチレンを使用する洗濯機には、洗濯機から排出する排液中のテトラクロロエチレンを適切に除去することができる排液処理装置を設置すること。
- (11) 便所を設ける場合は、洗濯を行う場所と隔壁等により区隔されていること。
- (12) 自動販売機等洗濯に関係のない機械を備える場合は、洗濯作業に支障のない場所に設けること。
- (13) ごみ箱が置かれていること。

（管理の基準）

第5 営業者は、次に定めるところにより、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

(1) 衛生管理責任者等の選任

- ア 施設及び設備を衛生的に管理させるため、各施設ごとに衛生管理責任者を定めること。
- イ 衛生管理責任者は、営業時間内は営業施設に常駐し、又は近隣に所在し、必要に応じて管理業務を行える体制を整えておくこと。
- ウ ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設については、有機溶剤の性質及び取扱い等に関する知識技能を有する者を有機溶剤管理責任者（衛生管理責任者がこれを兼ねることは差し支えない。）として定め、洗濯機中の溶剤の調整、気化溶剤の漏出防止の点検等有機溶剤の管理及び施設環境の適正な維持の業務を行わせること。

エ 営業者及び衛生管理責任者の氏名及び連絡先を営業施設内の見やすい場所に掲示すること。

(2) 講ずべき措置

ア 施設内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、必要に応じ、施設、又は設備の補修を行う等衛生上支障のないようにすること。

イ 換気設備は、定期的に保守点検し、及び清掃すること。

ウ 営業中の施設内は、換気を十分にすること。この場合、CO₂濃度が1,000ppm以下で、かつ、CO濃度が10ppm以下であることが望ましいこと。

エ 照明設備は、定期的に保守点検し、常に適正な照度を保つこと。この場合、各作業面の照度は、300LUX以上であることが望ましいこと。

オ 常に排水が良好に行われるように保つこと。

カ 洗濯機、乾燥機、容器等の洗濯物が接触する部分及び洗濯機、乾燥機等のふた、扉のとっ手等の利用者が常に接触する部分は、毎日洗浄し、定期的に消毒を行い、常に衛生的に保つこと。

キ ねずみ、昆虫等が生息しない状態に保持すること。

ク 洗濯機及び乾燥機は、定期的に保守点検を行うこと。

ケ 洗濯機及び乾燥機等は、糸くず、汚物等の除去及び洗浄を行うこと。

コ 乾燥機の温度を常に点検し、所定の温度維持に努め、事故防止に留意すること（適正な乾燥温度は、衣類等の種類、及び素材によって異なるが、一般的には60℃以上であることが望ましい。）。

サ 流水式手洗設備及びランドリー用洗濯機の用水は、清浄なものであること（水道法（昭和32年法律第177号）に基づく水質基準に適合する水であることが望ましい。）。

シ ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設については、次の措置を講ずること。

（ア）ドライクリーニング用の溶剤は、清浄な有機溶剤を使用し、洗浄効果を保持するため、常に洗剤濃度等を適正に調整すること。

（イ）溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等は、反覆使用により、溶剤中に溶出又は分散した汚れ、細菌等の吸着、除去能力が低下するので、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。

（ウ）使用済みのフィルター等有機溶剤を含有するものを廃棄する場合は、専用のふた付き容器に納め、適正に処理すること。

（エ）ドライクリーニング用洗濯機から有機溶剤が漏出することがないように、常に点検整備すること。

特に、洗濯物の出入れ口の扉のパッキング部分からの漏出について、十分留意すること。

（オ）営業中の施設内については、気化した有機溶剤の戸外への排出又は回収に努めること。

（カ）有機溶剤は、必ず密閉容器に入れた上で、専用の保管庫に保管し、施錠しておくとともに

に、その保管及び取扱いに当たっては、安全衛生に十分留意すること。

(利用方法の周知に関する事項)

第6 営業者は、営業施設の利用方法等について、次に掲げる事項を営業施設内の見やすい場所に掲示して、利用者に周知させるよう努めるものとする。

- (1) 洗濯機、乾燥機等の機械設備の使用方法に関すること。
- (2) 洗濯物の種類及び素材に応じた洗濯又は乾燥の可否並びに留意事項に関すること。
- (3) ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設にあつては、使用有機溶剤の種類、当該有機溶剤の人体に及ぼす作用その他ドライクリーニング用洗濯機の取扱い上の留意等に関すること。
- (4) 施設及び設備の汚損防止に関すること。
- (5) 伝染性の疾病にかかっている者又はその者に接触した者が着用した衣類の洗濯の禁止に関すること。
- (6) し尿の付着したおむつ、靴、動物の敷物等の洗濯の禁止に関すること（これらを専用に洗濯するための洗濯機を設置している場合を除く。この場合は、その旨を掲示すること。）。
- (7) その他施設の衛生保持及び安全確保のために利用者に協力要請する事項に関すること。

(指導等)

第7 保健所長は、この要綱に定める基準等の遵守状況を調査し、施設がこの要綱に定める基準等に適合していないと認めるときは、当該施設の営業者に対し、基準に適合するよう指導するものとする。

(営業台帳)

第8 保健所長は、営業台帳を備えるものとする。